

令和8年5月定例会
(2026年)

予 算 常 任 委 員 会 健康福祉分科会記録

会議日 6月17日(水)

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○日 時

令和 8 年（2026年） 6 月17日（水）

開会 午後 2 時31分

閉会 午後 2 時54分

○場 所

第 3 委員会室

○出席委員

委 員 長 藤 木 栄 亮

副 委 員 長 中 西 勇 太

委 員 五十 川 有 香

委 員 村 口 久 美 子

委 員 柿 原 真 生

委 員 清 水 亮 佑

委 員 澤 田 直 己

委 員 矢 野 伸 一 郎

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

副 市 長 春 藤 尚 久

[福祉部]

部 長 梅 森 徳 晃

総 括 参 事 朴 裕 輝

高齢福祉室主幹 外 山 雄 一 郎

高齢福祉室主査 原 口 達 矢

○議会事務局出席職員

主 幹 森 岡 伸 夫

主 査 今 井 理 香 子

主 任 藤 井 勇 気

○付議事件

議案第63号 令和 8 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）中分担分

（署名又は押印）委員長

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

(午後2時31分 開会)

○藤木栄亮委員長 ただいまから、予算常任委員会健康福祉分科会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、傍聴の取扱いについてですが、本日の会議につきましては、一般傍聴者の傍聴を8人まで許可することとし、許可した人数を超えた場合は、別室で音声傍聴していただくことにしましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がありませんので、そのように決定します。

次に、本分科会に分担されました議案の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査案件のとおりですので、よろしくお願いします。

なお、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することとします。

また、要求資料の目次の欄に要求委員名を記載してもらっておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

○藤木栄亮委員長 議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算(第1号)中、福祉部所管分を議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○清水亮佑委員 まず、2億円の負担金の内訳だけ教えてもらっていいですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、要求いただいた資料のほうにもお示しさせていただいておりますが、まず運転資金として、事業譲渡までに最大で資金が不足する部分として3,700万円程度の収支不足が発生すると考えております。

また、退職資金につきましては、現在の期末残高を差し引いた上で、必要となる退職金の不足分につきまして、1億5,700万円程度の収支不足が発生するというので、合計1億9,000万円程度の収支不足ということで、今回、少しぶれる部分もございますので、丸めさせていただいて2億円の負担金を計上させていただいたものでございます。

○五十川有香委員 資料ありがとうございます。

先ほどの委員さんで内訳というか、この資料の御

説明をいただきましたので確認ですけれども、先ほど条例の質疑でもさせてもらいましたが、賃借料という形で書かれているものは具体的にどういうものかお答えください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 すみません、全てを把握しているわけではございませんが、パソコンのリースであったりとか、備品のようなもののリースというふうに聞いております。

○五十川有香委員 先ほど条例等の質疑でも資料を頂いているやつで、この中の備品で、先ほどちょっと聞きましたけれども、事業団の契約しているものであったとしても、売却等できたものも含めてですが、最終的にこの運営費負担金の中に計上されると思うんですけども、それは具体的にどこに入るのかお答えいただけますか。収入と支出、両方ですね。

○朴 裕輝福祉部総括参事 事業団の備品につきましては、売却価値のつくものというのは今現状、あまり想定をしておりませんで、先ほど御指摘のありました賃借料については、リース料が主になりますので、こちらについては契約の終了とともに、もともとの貸主、リース元のほうに返却する形になるものが増えるかと考えます。

○五十川有香委員 分かりました。

自主事業と書いてある収入はどういう内容かお答えください。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 自主事業といたしましては、今現在、事業団のほうで秋以降にインフルエンザ等のワクチン接種について実施していただいているものでございまして、また研修の受入れに係る部分についても費用を頂いているというところの経費について計上されているものでございます。

○五十川有香委員 分かりました。

あと、もう一つの選定委員会の資料ですけれども、介護施設を選ぶに当たって、もちろんですがサービスに精通している方や、この地域の方々をよく知っている方が必要かと考えますが、委員構成が1から5と書かれていますけれども、そういった方は入っておられるのでしょうか。

○原口達矢高齢福祉室主査 委員がおっしゃったような選定委員に近いものが、5番の市内の福祉を目的

とする公共的団体の代表者となっております。

○五十川有香委員 明確には恐らく入っていないという、これ自体がもともとある事業の譲渡先法人を選定されるということです。今回特別に、例えば意見聴取をするということで、さっきも事業団の意見も聞いていくということですが、事業団では難しくてもその地域をよく知っている者とかを、例えば特別委員という形で選定委員会に入っていたく、参考人というような形で置くというのも一つかなと思うんです。いわゆる事務局だけが話を聞くのではなくて、選定委員さんもその方々の話を聞いた上で、今後仕様書なりを決めていくというのが必要かと思いますが、その辺りはいかがお考えですか。

○原口達矢高齢福祉室主査 参考人招致することは可能ですので、検討はさせていただきたいと思います。

○澤田直己委員 議案参考資料の103ページのところに、事業譲渡の公募条件概要というところがあるじゃないですか。事業期間というのが定められていて、ちょっとさっき議論になったのかもしれないけど、10年に関しては買戻し特約があるという話で、残り15年間は介護老人保健施設を含む介護保険施設として運営するとあるんですけど、要は11年目以降は買戻し特約はないと思うんですけど、この辺の違約金とか、残り15年を担保するような仕組みとかルールづくりとか、この辺はどのように考えていますか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 11年目以降につきましては、買戻し特約の期間が切れるということにはなりますが、まず事業者との譲渡に係る基本協定の中で、11年目以降も含めて用途指定をしていくことになろうかと思っております。

また、用途指定をした上で土地売買契約を結ぶ形になりますので、一定11年目以降も、特約はないものの、例えば先ほどの委員会で答弁させていただいたような形で、違う用途への転用でございましたり転売のようなことがございましたら契約違反というような形になりますので、売買契約そのものが解除になるというような形で考えております。

○澤田直己委員 10年以内に買戻ししても、戻ってこられてもという部分もあるでしょうし、11年目以降も、基本協定の内容にもよりますが、別に事業団

が復活するわけでもないし、また新たにやるというわけでもないんで。

どちらかというと、ここを厳しくするというよりは、手を挙げやすくする方向に持っていったら、最低売却価格の4億7,900万円、こっちをもっと高い値段で手を挙げてくれるような方向に持っていったほうが、これまでも相当市民負担が生じているわけですから、このほうがいいのかなという気もするんですけど、その辺はどうお考えですか。

○朴 裕輝福祉部総括参事 このバランスは我々も非常に苦慮しております。委員がおっしゃいますように、高く売ればその分、市の財政に入ってくるというところで、市民負担の減ということもありますが、一方で事業者を過度に縛るところで、手が挙がらないというところのバランスは大変難しいところかなと思っております。

今、委員がおっしゃっていたみたいに、最低限、我々として守っていただきたい条件を設定して、なるべく事業者にも入っていただいて、競争の中で適正な価格に落ち着くのが一番いいのかなという同じような思いは持っております。

○澤田直己委員 今後、公募もすると思うんですけど、この配点、満点が何点か知らないですけど、あるじゃないですか。ここが程度、重要視されるわけです。もちろんほかの部分もいっぱいあるでしょうけど、そんなに差がつきにくいのかなという気もするんで。今、そんなん言っているのか知らんけど、この辺はどういうふうに考えているんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 配点につきましては、選定委員で最後、決めていく部分もございますので、ちょっと今、明確に答弁というのはできないんですけど、我々としては、例えば委託業務等々を含めて公募型プロポーザルで行う際に、庁内にプロポーザルガイドラインというのがございまして、その中で価格点というのが全体の15%程度というふうに定められている部分もございますので、そこを準用していくような形になると考えております。

○澤田直己委員 そのプロポーザルガイドラインの中で、選定委員さんは何か定めがあるんですか。例えば、選定会議によって市の職員さんだけのときもあ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

れば、外部の人だけのときもあれば、何かいろいろありますやんか。このプロポーザルガイドラインにおいては、何か決まりがあるんですか。

○原口達矢高齢福祉室主査 吹田市介護保険施設等選定委員会規則に委員の定めがあります。

先ほど五十川委員から要求いただいた資料の1番の1から5が定めとなっております。

○澤田直己委員 そうなると、市の職員さんじゃなくて一般の方々、要は指定管理者を決めるときのような感じですよ、イメージとしては。

○朴 裕輝福祉部総括参事 少し補足をさせていたのですが、今回のプロポーザルに関しましては、いわゆる一般的な公募型プロポーザルのガイドラインにのっとってというよりは、もともと整備、募集のための附属機関を持っておりますので、その附属機関の定めに従って、先ほどお示しした条件の中で選定をしていくものでございます。

○澤田直己委員 分かりました。

民間譲渡で、さっきバランスが難しいという話があったと思うんですけど、この4億7,900万円というところも、なるべく高く札を入れてほしいなという思いもありますし、かといって条件を厳しくし過ぎて誰も手を挙げないとなってしまうと、ちょっとなかなかしんどいことになると思います。

仮に事業譲渡が決まらなくて事業清算となった場合に、行き先を在り方方針のほうではいろいろ書いていらっしやいましたけど、さっき矢野委員さんの要求資料の中では、ほかの民間の老健が大分稼働率も高い中で、仮に事業清算になった場合に受け入れるような余裕があるんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 資料中で、どの施設も90%以上あるような状況ではございますが、介護老人保健施設につきましては、基本的には3か月から6か月の入所期間ということが前提になっておりますので、事前に本市のほうから市内の介護老人保健施設のほうに受入れの調整等をさせていただくことで、一定、時期に合わせて空けておくといったような形で受入れが可能だということで御意見を頂いているところでございます。

○矢野伸一郎委員 吹田市介護老人保健施設の事業譲

渡についてということで、議案第63号の議案参考資料を見えています。

2番目の事業譲渡の公募条件概要で、入所者、事業団職員と書いてあるんですけど、ここは大事で、継続利用とか継続雇用を希望する入所者とか職員については、原則と書いていて、この原則だけ見ると、例外もあり得るみたいだね。例外なんてあり得るんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回、原則と申しましたのが、利用者の方であれば事業譲渡をされたとしても、一旦、施設と利用者の契約事になってくるところがございますので、その中で、例えば利用者の方が施設を替わりたいたいといったようなことがあったりとかした場合には、違うところに行くといったようなことを想定しております。

○矢野伸一郎委員 だからそういうことで、基本は希望するんであれば全員引き継ぐこととか、全員採用するでもいいのかなと思ったりするんやけど。だって、嫌がっている人を無理やりなんていうのは、あり得へんでしょう。それで原則と使われていると、何か例外もあり得るのかなみたいな。そんなことはないということやね。

では、次のページの下、さっきほかの委員さんからも確認があった負担金、補助金及び交付金の2億円については、譲渡までということと、退職金ということだったんで、これ以上、譲渡までにこういう負担金なり補助、交付金というのはもうないという理解でいいんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

○矢野伸一郎委員 最後に、5番目の経過及び今後の予定ということで、さっき頂いた資料で確認していて、実は設立は公やったというようなことがあって。そのことで、このスケジュールのことも確認していたんですけど、厳密に言うと設立経緯とか公共的な使命があり、やっぱり公で設立していると。今回の吹田市がやろうとしている譲渡先というのは、基本的に民間でしょう、完全な。ちょっと違うのかなと思ったりするんですけど、このスケジュールについては、特に無理のないスケジュールになっていると

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

いう理解でいいんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回のスケジュールにつきましては、事前の事業者のヒアリング等でも、引継ぎ期間はこのぐらい欲しいであったりとか、あと、公募に当たって提案書等の作成がございまして、それにはどのぐらい必要だといったような聞き取りも含めて設定させていただいたものになっておりますので、無理のないスケジュールにはなっているというふうには考えております。

○矢野伸一郎委員 そうしたら、しっかりとこのスケジュールで最終譲渡先をしっかりと選定いただいて、来年の10月に開始できるように進めていただきたいというお願いと、あとやっぱり都度都度、丁寧な議会への報告、今こういう状況でこうなっていますというところについては、しっかりと報告いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○柿原真生委員 今回の補正予算の内訳は先ほどの委員さんとのやり取りで分かったんですが、基本的には、これはもう事業団の経営状況が好転しないという前提ですか。例えば入所率は今73%ぐらいとか幾つかの前提条件があるかなと思うんですけど、ちょっとお答えいただけますか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 今回の負担金の計算におきましては、事業団のほうに経費のシミュレーションというような形で、今、お示しさせていただいているような内訳をベースにした形の資料を頂きまして、それらを基に計算したものでございます。

○柿原真生委員 答えているようで答えてくれてはらへんねんけど、どういう形で今回この額が出されたのかは分かったんだけど、経営状況は今と一緒というところが前提でよろしいですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 どういう前提かというところにつきましては一定、入所率につきましても、事業団側のほうでのシミュレーションとしては、ちょっと月ごとでいただいている部分もあるんですけど、70%から67%ということで算定をしたものでございます。

○柿原真生委員 それから退職金なんですけれども、これは本人の都合じゃなくて事業団が解散をすると

ということなんですが、退職金については、この場合は何か割増しになっているんですか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 委員のおっしゃいますとおり、今回、整理解雇という取扱いになりますので、割増しの部分も含めての計算となっております。

○柿原真生委員 事業団の職員の方には、何回か説明会がされたり、労働組合に対しても説明があったと思いますが、この退職金に関しては、退職金というか事業団を廃止するところの議論なのかもしれませんが、このことについて何か御説明をされたり、あるいは意見が出ていたりというのはありますか。

○外山雄一郎高齢福祉室主幹 これまで説明会等の中でも、退職金がどうなるのかといったような御質問も頂く中で、ここにつきましては退職金がどうしても過去の積み上げの部分になるということと、また今回、整理解雇になるというところで割増しも含めてあるというところについては、我々のほうから説明をしてきたところでございます。

○藤木栄亮委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第63号中、福祉部所管分に対する質疑は終了します。



○藤木栄亮委員長 以上で、予算常任委員会健康福祉分科会を閉会します。

(午後2時54分 閉会)

予算常任委員会健康福祉分科会審査案件

令和8年5月定例会
(2026年)

1 福祉部関係

議案第63号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第1号）中分担分